

議会報告会・意見交換会記録（富士見が丘防災コミュニティーセンター）

記録作成：議会基本条例推進委員会

○開催日時：10月27日（日）14時～15時

○開催場所：富士見が丘防災コミュニティーセンター

○参加者：6名

○主催側：議員（13名）、議会事務局（3名）

- 次第
- ①開催挨拶…議長（池田）
 - ②議会全容の説明…議会基本条例推進委員長（西山）
 - ③決算関係の委員会審査の説明…決算審査特別委員長（小笠原）
 - ④常任委員会の議案審査内容及び閉会中の継続調査について
…総務建設経済常任委員長（添田）
…教育福祉常任委員長（脇）
 - ⑤説明に対する質疑応答
 - ⑥意見交換会

*②～④は当日配布資料に基づき説明を行った。

<質疑応答>

参加者：財政の関係で2点教えてもらいたいです。新聞記事での総務省発表で、一時行政の財政部で破たんやいろいろ問題がありました。地方分権が進む中で、各自治体が努力をして財政基盤が全国的に底上げされてきています。自治体が力をつけてきています。より一層、財政面も含めて自治体に、権限を移譲しようというのが国として、今方針が出されています。

二宮町で一番基盤になるのが財政調整基金だと思いますが、この間様々な土地購入で基金を取り崩してきています。全体の中で見ると一時的なことかもしれませんが、かなり厳しい状況なのかなと思います。議会としてどう考えていますか。関連すると思いますが、地方債（町債）を使える事業がかなり限定されてきています。

しかし先ほどの説明でもありましたが、課題である公共施設の解体や再編成や再開発。各自治体の大きな負担だし課題となっているので、地方債をそこに使えるように規制緩和をするということ。来年度、総務省が方針を出します。そういうことになると思うのですが、先ほどの報告で二宮町も、公共施設を改修なり統廃合なり対策が必要だという話でしたよね。たまたま役場に行きまして、そういう課題があつて、今回地方債が緩和されてこういうところに使えるようになったので今回のタイミングとして使うのですか。使うことができるのですよね。とそういう話をしたのですが、現実には町債の発行は限度ギリギリで使える状況にはないと。残念だけどなんとか自分たちでやりくりするしかないという話をいただきました。

かなり財政は厳しいと思いますが、国の流れとか、全体の流れも踏まえた中で、二宮町の財政状況をどう捉えたら良いのか。今後の展望も含めて議論されていたら教えていただきたい。

総務建設経済常任委員長：最初の基金の件ですが、平成 24 年度歳入歳出決算説明書をご覧になっていただきたいのですが（質問者「どこにあるのですか」）その中で基金に関する記載があります。（決算審査特別委員長「町のホームページに載っています」）基金についてご心配だということですね。東大跡地を買う財源を確保するために基金を整理したと決算審査特別委員長から説明がありました。そういう意味でご心配ということなのですが、例えば財政調整基金においては 24 年度約 9 千万円積み上げて、1 億 8 千 190 万 9,627 円となっています。他の基金についてもかなり積み上げています。平成 24 年度では、事故繰越しで東大跡地購入に 4 億 5 千万円が支払われました。それを除くと 72 億円程度の歳出ということで、かなり抑えた決算になっています。先ほど目的別歳出で説明しましたが、性質別歳出で見てもそこには人件費とかありますが、多くの項目でマイナスになっています。その意味では、町としてもかなりちゃんと考えた結果を出しているということで議会としては決算を認定しています。公共施設の再配置についてですが、町は公共施設白書を出しました。先日の議会全員協議会で、公共施設再配置基本方針が出されました。実際にこれをみても、ご心配になれるように、年度別に財源をどう確保するかという個別の説明がなされませんでした。それに関して私も今後の委員会の調査活動だと思っています。大まかな説明で数値としてここに出しているのは、50 年間で概算すると 245 億円かかります。年平均しますと工事費が年 4.9 億円です。これをどうやって町は捻出していくのか危惧しています。財政見通しという形で今後 30 年の年次別のコストを、委員会としても積極的に行政側と審議を交わして調査検討していきたいと考えています。

参加者：私もちゃんと勉強していなくて数値をもっていないのですが、24 年度の前の年度で色々な基金が取り崩されています。それは当然問題意識をもって、対策をうって 24 年度単年度で基金を増やしてきたという理解を持っています。それ自体の経緯も含めて、全体としては低下傾向にあって、それを戻しつつあると思います。いずれにしても精一杯の削減をして、人件費も含めて、公共料金を上げたり、色々な形で行くのでしょうけど、実際には町民負担とサービスの質と、財政のバランスとをやはり考えなきゃいけないでしょう。どの辺が適正なのか今判断はできないのですが、いずれにしても、福祉の事も含めて自治体に権限や負担が増すのは事実でしょうから、町民としても資料を持ちながら考えるということも必要になってくると思います。ぜひそういう情報発信を色々なかたちでしていただきたい。それでさきほどの町債ですが、かなりの財源を捻出して、公共施設が老朽化していることも含めて経費が必要だと。ただ一方で、現実問題として財政健全化判断比率もあって、町債の発行限度は目安がありますが、それは目一杯でかなりピークまで来ていると。なかなか町債を公共

施設のところに使うというのは現実問題慎重にならざるを得ないというお話をいただきました。その辺も負担は出てくるでしょうけど、どの事業をどの形で進めるのかも含めて、議会の中でご議論ご提案なりをしていただけるとよいかと思います。

司会：貴重なご意見として承らせていただきます。

参加者：最初の議会の役割のページ中で、住民からの陳情請願というのがあるのですが、私も聞かないと分からなかったのですが、今インターネットで署名するというのもありますが、二宮町でそれができるかどうかを聞かれました。された方はできると聞いてきたそうなのですができるのでしょうか。

司会：議会ではこの間そういった形での陳情署名などはいただいております。お時間いただいて事務局に確認してまいります。

(議会基本条例推進委員長「今までないですね。」)

参加者：ああ、そうですか。やったというのはないのですか。

司会：お待たせ致しました。町としてはオンライン署名の受け付けはしていません。今後検討していきたいということなので、また状況が変わるようでしたら、議会からお知らせしていきます。

参加者：聞き逃したのですが消防団は何歳から何歳ということでしたか。

総務建設経済常任委員長：20歳以上50歳未満が、18歳以上で上限はなくなりました。

司会：貴重なご意見として承らせていただきます。これをもって議会報告に対する質疑を終わらせていただきます。

休憩

<意見交換会>

司会：意見交換会を始めます。

参加者：先ほどご説明がありました議員の皆様が作られた議会基本条例を踏まえて、議長から台風26号により小学生2人が犠牲になった報告がありました。それを踏まえて今回の議会の受け止め方を伺いたい。今日資料で議会基本条例を付けてもらいましたが、目的は町に委ねるのではなく、議会も町民の意見を聞きながら町づくりを進めていくということです。24条には、危機管理と言う項目が載せられています。東日本大震災の時に、災害時には町としても防災対策の強化を進めているということで別途要綱を定めています。議事録を調べたら、47件ぐらいの一般質問とか総括質疑でいろんな角度から防災についてご質問もありました。町としても台風9号の時、梅沢海岸に波が迫ってきていて危険区域に指定され、それを対応しなくちゃいけないということで、防潮堤とか、人工リーフとか、堤防も視野に入れなくてはいけないなど、危機意識をかなりもっていらっしゃるのですね。議員の皆さんも地震や津波だけではなく、かなり防災対策をとらなきゃいけないと議論されています。ただ残念ながら今

回このような事故が起こってしまいました。私たち町民はニュースでしか事故の状況を知る手段がありませんでした。私は役場にどういう状況か聞きに行きましたが、25日に議会全員協議会に報告されると伺ったので傍聴させていただきました。その時に町のほうから今回の経緯について報告されたのですが、ひとつ気になったのは、誰に責任があるということではないのですが、町長からは西湘バイパスの内側は町が管理する区域なのですが、あそこに住民が自由に出入りできる道路があるのも知らなかったし、トンネルがあるのも知らなかったというお話と、実際にどういうふうに動いたかというお話があって、今はとりあえず応急手当をして入れないようにしていて、将来的にはフェンスを付けたいというのは聞きました。そのあと議員の皆さんで個別の審議があって、いろんな意見交換もされていました。最後の方に、議会報告会で事故のことについて町民からご意見があった時に対応をどうするか話し合っていました。今町から報告があったのだから、そのことを伝えればいい、今回の問題は家庭の問題だ、町の対応策を見守っていればいいんじゃないかななどの意見がありました。正確には議事録が出ますので、間違っていたらご指摘いただきたい。やはり今回の事故は、普通海へ遊びに行つてたまたま溺れてしまったという事故ではないですね。10年に1度の台風が来ていて、波浪警報が出ていて、高波注意報が出されて、西湘バイパスが通行止めになって、かなりの大規模の災害だったわけです。普通の水難事故ではないというように思っていますし、それに対して先ほどのような発言をされたことに対して、正直いって皆さんは今回の事故をどのように受け止められているのか非常に疑問です。改めて議会基本条例の要綱までありますから、皆さんとしては問題意識を持っていらっしゃる。その議会基本条例の条文と今回の事故への受け止め方がなにか逆になっていると正直思ったのですが、そのあたりどうなのでしょう。

議長：本当に、悲惨な事故というように受け止めております。議会のほうでどういう受け止め方をして対応をしたか、ということがひとつですね。議会では確かに、議会基本条例で危機管理について条文はできていますが、まだ行動計画というのができていません。実は31日に第1回目の行動計画についての委員会を開く予定になっています。事故についての受け止め方は非常に悲惨であつて、各自で対応はしています。実際に現場にいてボランティアという形で捜索に参加することは、ほとんど議員全員がやっています。人によっては毎日のように現場に行っています。2〜3時間やったら体力的にもかなり疲れます。町の対応としては、西湘バイパスについては国と県と中日本高速道路の3者で海側に防潮扉をつけてもらうことを要求し、つけることにはなりました。※（※後日確認したところ、現時点では正式に決定されていないとのことでした。）陸地側については、トンネルが8か所、大磯町境のものを入れると9か所あつて、それに通ずる道路が26か所あります。そこは全て町の管理で封鎖するということを町長は言明しています。議会としてもそういう方向でやってもらいたいと要望しています。教育委員会の対応としては、一緒にいた3人の子どもの精神面についてケ

アをするため、臨床心理士にお願いして1日中付き添っていただいているという報告がありました。立ち直るまでやってほしいと議会からもお願いをしました。

参加者：町としても議会としてもそういう対応をぜひやってほしいと思います。私が申し上げたいと思ったのは、町民は防災に対して意識を高めて地域の活動もしています。今年は特にレアケースで災害が多くて、現実問題として災害時に犠牲者が出たのは初めてのケースです。町としては非常に危機感を持っていますという話も伺いました。議会として行動計画は無いけれども、この間皆さんも質問されて問題提起されているわけです。災害というのは地震や津波だけではなくて、台風災害では波が5メートル、6メートル来ているのでそういう視点も入れなきゃいけません。町にそう提案している議員もいらっしゃる、その議論はしているわけじゃないですか。台風9号では実際に被害を被っている事実があり、今回が初めてではない。そういう状況下でああいう発言が出るというのは、今ご回答いただいてもまだ弱いんじゃないかと思います。あれだけ警戒するよう言われていて、当時は防災行政無線や広報車で呼びかけはありませんでした。議論する機会はいっぱいあったのでしょうか、そういう状況も踏まえて町民もいっしょに危機感持たなくちゃいけないし、きちんと情報公開して、皆さんと議論すべきじゃないかと思います。議会全員協議会はあれでいいのかという感想を持っています。

議長：おっしゃる通りほとんどの者が悲惨な事故が起きたと、同じ町に住む者としてなんとかしてあげたいという気持ちになっているのは事実であろうと理解しています。先ほど行動計画がまだできていないから、災害が発生してもどういう行動をとっていいのか各自理解していないところがあります。だから31日に第1回目を開きますので、いただいたご意見は行動計画へ反映させていただきます。

参加者：ぜひご議論いただきたいですし、町民の方にも意識を高めることも含めて促していただきたいと思います。25日には防災行政無線で、台風が来ているので気を付けて下さいと流れていましたが、残念ながら梅沢海岸が危険だという意識はあったけど、トンネルとかそういうの見過ごしてしまったと。結果的にはそういうことが起こったわけです。それと今問題になっています警報の出し方とか、実際の対応の仕方とか、いろんな課題をもっていますから、事実と課題と今後の対策と整理していただいて、町民と一緒に、犠牲者を出さないと町長は目標を掲げていらっしゃるのですから、そこに向けて議論と情報の共有をしていただきたい。町民との意見交換の場も積極的に設けていただきたいです。

参加者：私は逆に今議長からお話いただいて良かったと思ったのは、私も数回海岸にボランティアに行きました。そこで知っているお母さん方とも話をしていましたら、その方は同じ小学校の方だったのですが、お母さんもショックだろうし、子どもたちも本当にショックだろうし、学校で何か対応されているのかしらと心配されていました。私もそういうことを知らないですから、あと2回議会報告会がありますし、対応され

ていることは最初に報告されたほうが良かったと思います。いろんなところで報告して行って欲しいと思います。もうひとつ大磯で聞いた時も思ったのですが、議員個人としての意見じゃなくて議会としての報告だと。委員会などにしても賛成反対の意見があったのですから、もう少し例えば教育福祉常任委員会のところだと、賛成何人、反対何人と出ていましたからなんとなく分かりましたが、他はどうだったのですか。賛成意見や反対意見についてはどうだったのでしょうか。

司会：では各委員会より賛否の部分を報告させていただきます。

教育福祉常任委員長：二宮町子ども子育て会議条例の制定と後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例は全員賛成で可決しました。

二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、6月は専決処分を求めることへの議案で、内容は、東日本大震災で被害に遭われた方が住んでいた敷地の権利譲渡に関わる処置についてです。

国民健康保険から後期高齢者医療保険への、加入制度変更がある世帯に対しての負担割合の変更がセットで行われることから、このような世帯に対しての負担増は認められない、という理由での反対が1名の議員からありました。その他の議員は、これは地方税法の改正に伴う改正であり、この専決処分は妥当であるとの理由から賛成しました。

また9月に提出された国民健康保険税条例改正の内容は、株だけでなく公社債、公社債投資の利子や配当も対象に入れ、これらを一括にして金融所得の課税の仕方についてできるだけ均等化を図るようにし、徴収できるようにするというものです。

これに対しても、委員会、本会議とも同じ1名の議員から反対がありました。反対の理由は、この改正は経済的ゆとりがある人ほど減税効果が大きくなり、貧富の格差を拡大するものである。これを国民健康保険税に影響させることは認められないというものでした。賛成者の理由は、この条例改正は地方税法の改正に伴うものであることから、これに準じた改正は必要であるということで、賛成多数により可決になりました。

総務建設経済常任委員長：簡単にご説明申し上げます。陳情第3号について各委員は妥当だと思ったので、議論もほとんどなく全会一致で賛成でした。議案32号消防団員に関する条例改正も全員賛成でした。最後の公契約の条例制定についての陳情ですが、多数の議員が趣旨に賛成でした。神奈川県が協議会を設置して議論しているのでそれを見守りましょうと、あえて意見書を出す必要はないということでした。賛成多数で数名の方が委員会で反対されて本会議でも反対されました。

(決算審査特別委員長「意見書提出という意見は4名です。」)

決算審査特別委員長：賛否の数を最初に申し上げなかったことについては今後改善していきます。本会議のときに一般会計についての反対は2名おりました。

特別会計ですが、国民健康保険に反対はいません。後期高齢者医療保険と介護保険

と下水道事業について、同じ方が1名反対で、賛成多数で可決されております。賛成反対については議会だよりをぜひお読みになっていただきたいと思います。25日に発行されております。

司会：本日はありがとうございました。これを持って議会報告会と意見交換会を終わりとさせていただきます。